

個人情報開示申出書

年 月 日

(あて先)

ちばアートウインド運営企業体

氏 名

申出者 住 所

〒

連絡先電話番号 () -

連絡先電子メールアドレス @

千葉市文化施設等個人情報保護規程第12条第1項の規定により、次のとおり個人情報の開示を申出します。

<p>1 開示申出に係る個人情報 ※ 開示を求める個人情報を特定するため、その具体的な内容を記入してください。</p>	
<p>2 開示の方法の区分 ※ 希望する開示の方法を○で囲んでください。</p>	<p>(1) 閲覧、視聴又は聴取 (2) 写しの交付</p>

代理人による申出の場合は、次の3及び4の欄にも記入してください。

<p>3 本人の氏名及び住所</p>	<p>氏 名</p>	
	<p>住 所</p>	
<p>4 本人との関係 ※ 該当する区分を○で囲んでください。</p>	<p>(1) 未成年の法定代理人 (2) 成年被後見人の法定代理人</p>	

[処理欄] (記入しないでください。)

<p>5 本人等確認</p>	<p><input type="checkbox"/>運転免許証 <input type="checkbox"/>旅券 <input type="checkbox"/>その他 () <input type="checkbox"/>代理人 ()</p>	
<p>6 担当部署</p>	<p>7 受付年月日</p>	<p>8 備考</p>
<p>電話番号 () -</p>		

- ※ 1 申出の際は、申出者自身であることを証明するために必要な書類(運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。
- 2 代理人による場合は、上記の書類のほか、本人の代理人であることを証明する書類(戸籍謄本等)を提出し、又は提示してください。

個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

ちばアートウインド運営企業体
代表企業 FunSpace株式会社
代表取締役社長 鈴木 茂

印

年 月 日付で申出があった個人情報の開示については、千葉市文化施設等個人情報保護規程第17条第1項の規定により次のとおり開示することを決定したので、通知します。

開示申出に係る個人情報	
開示する個人情報の利用目的	
開示をする日時	年 月 日 () 午前 時 分 午後
開示をする場所	
開示の申込みに関する事項	この通知のあった日の翌日から起算して30日以内に、別紙「個人情報開示申込書」により、開示の申込みを行ってください。申込期間を過ぎた場合は、開示を受けることができません。
担当部署	電話番号 () —

- ※ 1 個人情報の開示をする日時に都合が悪い場合には、あらかじめ担当部署に連絡してください。
2 個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示するとともに、申出者自身であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。

個人情報部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

ちばアートウインド運営企業体 .
代表企業 FunSpace株式会社
代表取締役社長 鈴木 茂

印

年 月 日付けで申出があった個人情報の開示については、千葉市文化施設等個人情報保護規程第17条第1項の規定により開示しない部分を除いて次のとおり開示することを決定したので、通知します。

開示申出に係る個人情報	
開示する個人情報の利用目的	
開示をする日時	年 月 日 () 午前 時 分 午後
開示をする場所	
個人情報の一部を開示しない理由	
開示の申込みに関する事項	この通知のあった日の翌日から起算して30日以内に、別紙「個人情報開示申込書」により、開示の申込みを行ってください。申込期間を過ぎた場合は、開示を受けることができません。
担当部署	電話番号 () —
この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、ちばアートウインド運営企業体に対して異議の申出をすることができます。	

- ※ 1 個人情報の開示をする日時に都合が悪い場合には、あらかじめ担当部署に連絡してください。
2 個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示するとともに、申出者自身であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。

個人情報不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

ちばアートウインド運営企業体
代表企業 FunSpace株式会社
代表取締役社長 鈴木 茂

印

年 月 日付けで申出があった個人情報の開示については、千葉市文化施設等個人情報保護規程第17条第2項の規定により次のとおり開示しないことを決定したので、通知します。

開示申出に係る個人情報	
開示しない理由	
担当部署	電話番号 () ー
この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、ちばアートウインド運営企業体に対して審査の申出をすることができます。	

個人情報開示決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

ちばアートウインド運営企業体
代表企業 FunSpace株式会社
代表取締役社長 鈴木 茂

印

年 月 日付けで申出があった個人情報の開示については、千葉県指定管理者等個人情報保護規程第18条第2項の規定により次のとおり決定する期間を延長したので、通知します。

開示申出に係る個人情報	
千葉市文化施設等個人情報保護規程第18条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当部署	電話番号 () ー

意見照会書

第 号
年 月 日

様

ちばアートウインド運営企業体
代表企業 **FunSpace**株式会社
代表取締役社長 鈴木 茂

印

千葉市文化施設等個人情報保護規程に基づき、次のとおり、
に関する情報が記録された個人情報についての開示申出がありました。つきましては、当該個人情報を開示することについてご意見がありましたら、別紙「個人情報の開示に係る意見書（様式第8号）」にご記入のうえ、
年 月 日までにご回答くださるようお願いします。

開示申出に係る個人情報	
個人情報に記録されている に関する情報の内容	
担 当 部 署 (意見書の提出先)	担当 電話番号 () —
備 考	

個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

(あて先)

ちばアートウインド運営企業体

氏 名 (法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名)

住 所 (法人その他の団体にあつては事務所又は事業所の所在地)
〒

(連絡先電話番号)

(担当)

(連絡先電子メールアドレス)

@

年 月 日付 第 号で照会のあつた件について、次のとおり回答します。

開示申出に係る個人情報	
個人情報を開示することについての意見 (該当する番号を○で囲んでください。2を○で囲んだ場合には、開示に反対する理由をご記入ください。)	1 開示されても差し支えない。 2 開示に反対する。 〔開示に反対する理由〕 ※ どの部分を開示すると、どのような支障が生ずるのか、具体的に記載してください。

開 示 申 込 書

年 月 日

(あて先)
ちばアートウインド運営企業体

氏 名

住 所

〒

(連絡先電話番号)

(連絡先電子メールアドレス)

@

次のとおり、個人情報の開示を申し込みます。

開示を求める個人情報の係る通知書の番号 ※(開示を求める部分)は、一部についてだけ開示を求める場合にのみ記入してください。	希望する 開示の 方法	実施する 開示の 方法	数 量 単 位	金 額
年 月 日 第 号 (開示を求める部分)				円
年 月 日 第 号 (開示を求める部分)				円
年 月 日 第 号 (開示を求める部分)				円
合 計				円

注1 太線の枠内のみ記入してください。

注2 「希望する開示の方法」は、次の開示の方法に対応する記号(A~F)により記入してください。

(1) 文書又は図画(マイクロフィルムを除く。)の場合

○ 閲覧 _____ A

○ 写しの交付 _____ B

(2) 電磁的記録又はマイクロフィルムの場合

ア 閲覧、視聴又は聴取

○ 専用機器により再生・映写したものの閲覧・視聴・聴取 _____ C

○ 用紙に出力・印刷したものの閲覧 _____ D

イ 写しの交付

○ 用紙に出力・印刷したものの交付 _____ E

○ 電磁的記録媒体に複写したものの交付 _____ F

個人情報訂正申出書

年 月 日

(あて先)
ちばアートウインド運営企業体

氏 名

申出者 住 所
〒

連絡先電話番号 () -

連絡先電子メールアドレス @

千葉市文化施設等個人情報保護規程第24条第1項の規定により、次のとおり個人情報の訂正を申出します。

<p>1 訂正申出に係る個人情報 ※ 訂正を求める個人情報を特定するため、その具体的な内容を記入してください。</p>	
<p>2 訂正の趣旨及び理由 ※ 訂正を求める箇所並びに開示を受けた内容及び求める訂正後の内容を記入してください。</p>	

代理人による申出の場合は、次の3及び4の欄にも記入してください。

<p>3 本人の氏名及び住所</p>	<p>氏 名</p>	
	<p>住 所</p>	
<p>4 本人との関係 ※ 該当する区分を○で囲んでください。</p>	<p>(1) 未成年者の法定代理人 (2) 成年被後見人の法定代理人</p>	

[処理欄] (記入しないでください。)

<p>5 本人等確認</p>	<p><input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 代理人 ()</p>	
<p>6 担当部署</p>	<p>7 受付年月日</p>	<p>8 備考</p>
<p>電話番号 () -</p>		

- ※ 1 申出の際は、申出に係る個人情報開示決定通知書又は個人情報部分開示決定通知書を提示してください。
- 2 申出の際は、申出者自身であることを証明するために必要な書類(運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。
- 3 代理人による場合は、上記の書類のほか、本人の代理人であることを証明する書類(戸籍謄本等)を提出し、又は提示してください。
- 4 申出の際は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示してください。

個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

ちばアートウインド運営企業体
代表企業 **FunSpace**株式会社
代表取締役社長 鈴木 茂

印

年 月 日付けで申出があった個人情報の訂正については、千葉市文化施設等個人情報保護規程第26条第1項の規定により次のとおり訂正することを決定し、これに基づいて訂正をしたので、通知します。

訂正申出に係る個人情報	
訂正の内容	
訂正をした日	年 月 日
担当部署	電話番号 () ー

個人情報部分訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

ちばアートウインド運営企業体
代表企業 FunSpace株式会社
代表取締役社長 鈴木 茂

印

年 月 日付けで申出があった個人情報の訂正については、千葉市文化施設等個人情報保護規程第27条第1項の規定により訂正しない部分を除いて次のとおり訂正することを決定し、これに基づいて訂正をしたので、通知します。

訂正申出に係る個人情報	
訂正の内容	
訂正をした日	年 月 日
個人情報の一部を訂正しない理由	
担当部署	電話番号 () ー
この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、ちばアートウインド運営企業体に対して審査の申出をすることができます。	

個人情報不訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

ちばアートウインド運営企業体
代表企業 FunSpace株式会社
代表取締役社長 鈴木 茂

印

年 月 日付けで申出があった個人情報の訂正については、千葉市文化施設等個人情報保護規程第27条第2項の規定により次のとおり訂正しないことを決定したので、通知します。

訂正申出に係る個人情報	
訂正しない理由	
担 当 部 署	電話番号 () —
この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、ちばアートウインド運営企業体に対して審査の申出をすることができます。	

個人情報訂正決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

ちばアートウインド運営企業体
代表企業 FunSpace株式会社
代表取締役社長 鈴木 茂

印

年 月 日付けで申出があった個人情報の訂正については、千葉市文化施設等個人情報保護規程第28条第2項の規定により次のとおり決定する期間を延長したので、通知します。

訂正申出に係る個人情報	
千葉市文化施設等個人情報保護規程第28条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当部署	電話番号 () ー

個人情報利用停止申出書

年 月 日

(あて先)

ちばアートウインド運営企業体

氏名
 申出者 住所
 〒
 連絡先電話番号 () -
 連絡先電子メールアドレス @

千葉県文化施設等個人情報保護規程第32条第1項の規定により、次のとおり個人情報の利用停止を申出します。

1 利用停止申出に係る個人情報 ※ 利用停止を求める個人情報を特定するため、その具体的な内容を記入してください。	
2 利用停止の趣旨及び理由 ※ 求める措置及びその原因となった具体的な事実を記入してください。	

代理人による申出の場合は、次の3及び4の欄にも記入してください。

3 本人の氏名及び住所	氏名	
	住所	
4 本人との関係 ※ 該当する区分を○で囲んでください。	(1) 未成年の法定代理人 (2) 成年被後見人の法定代理人	

[処理欄] (記入しないでください。)

5 本人等確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 代理人 ()	
6 担当部署	7 受付年月日	8 備考
電話番号 () -		

- ※ 1 申出の際は、申出に係る個人情報開示決定通知書、個人情報部分開示決定通知書又は個人情報不開示決定通知書を提示してください。
- 2 申出の際は、申出者自身であることを証明するために必要な書類(運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。
- 3 代理人による場合は、上記の書類のほか、本人の代理人であることを証明する書類(戸籍謄本等)を提出し、又は提示してください。
- 4 申出の際は、利用停止を求める個人情報が条例の規定に違反して収集されたことを説明する書類等を提出し、又は提示してください。

個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

ちばアートウインド運営企業体
代表企業 FunSpace株式会社
代表取締役社長 鈴木 茂

印

年 月 日付けで申出があった個人情報の利用停止については、千葉市文化施設等個人情報保護規程第34条第1項の規定により次のとおり利用停止することを決定し、これに基づいて利用停止をしたので、通知します。

利用停止申出に係る個人情報	
利用停止の内容	
利用停止をした日	年 月 日
担当部署	電話番号 () ー

個人情報部分利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

ちばアートウインド運営企業体
代表企業 FunSpace株式会社
代表取締役社長 鈴木 茂

印

年 月 日付けで申出があった個人情報の利用停止については、千葉市文化施設等個人情報保護規程第34条第1項の規定により利用停止しない部分を除いて次のとおり利用停止することを決定し、これに基づいて利用停止をしたので、通知します。

利用停止申出に係る個人情報	
利用停止の内容	
利用停止をした日	年 月 日
個人情報の一部を利用停止しない理由	
担当部署	電話番号 () ー
この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、ちばアートウインド運営企業体に対して異議の申出をすることができます。	

個人情報不利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

ちばアートウインド運営企業体
代表企業 FunSpace株式会社
代表取締役社長 鈴木 茂

印

年 月 日付けで申出があった個人情報の利用停止については、千葉市文化施設等個人情報保護規程第34条第2項の規定により次のとおり利用停止しないことを決定したので、通知します。

利用停止申出に係る個人情報	
利用停止しない理由	
担 当 部 署	電話番号 () ー
この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、ちばアートウインド運営企業体に対して審査の申出をすることができます。	

個人情報利用停止決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

ちばアートウインド運営企業体
代表企業 FunSpace株式会社
代表取締役社長 鈴木 茂



年 月 日付で申出があった個人情報の利用停止については、千葉市文化施設等個人情報保護規程第35条第2項の規定により次のとおり決定する期間を延長したので、通知します。

利用停止申出に係る個人情報	
千葉市文化施設等個人情報保護規程第35条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当部署	電話番号 () ー

審 査 申 出 書

年 月 日

(あて先)

ちばアートウインド運営企業体

氏 名

住 所
〒

(連絡先電話番号)

(担当)

(連絡先電子メールアドレス)

@

年 月 日付 第 号で通知のあった個人情報の 申出に対する
決定等について、次のとおり審査の申出をします。

申出に係る個人情報	
決定内容（該当する番号を○で囲んでください。）	1 全部 2 部分 3 不 4 その他
異議申出に係る決定があったことを知った日	年 月 日
異議申出の趣旨及び理由	
備 考	

※ この様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を用いることができます。

